

議案第11号

つくばみらい市都市農村交流施設条例の一部を改正する条例

つくばみらい市都市農村交流施設条例（平成20年つくばみらい市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第14条中「5年」を「5年以内」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第7条、第15条関係）

1 使用料

利用区分	利用時間	単位（条件）	使用料
時間利用	午前9時から午後9時まで	1申請1時間につき	1,250円
宿泊利用	午後1時から翌日の午前11時まで	1人につき	5,000円
営業を目的とする 写真・映画等の撮影	午前9時から午後9時まで	1時間につき	5,000円


備考

- 1 宿泊利用可能人員は、最大11人までとする。
- 2 宿泊利用可能人員に満たない場合は、原則としてほかの利用者の申込みを受け付けるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成31年2月27日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

施設の指定管理を行うにあたり、施設の状況や運営上の取扱いの利便性を鑑み、現行の指定期間の5年から、より短い期間での指定が可能とするものです。

また、使用料についても見直しを行うため、併せて条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市都市農村交流施設条例(平成 20 年つくばみらい市条例第 28 号)新旧対照表

改正案				現行				
(指定の期間) 第14条 指定管理者が交流施設の管理運営を行う期間は、 <u>5年以内</u> とする。 別表(第7条関係, 第15条関係)				(指定の期間) 第14条 指定管理者が交流施設の管理運営を行う期間は、 <u>5年</u> とする。 別表(第7条関係, 第15条関係)				
1 使用料				1 普通使用料				
利用区分	利用時間	単位(条件)	使用料	利用区分	利用時間	単位(条件)	使用料	
時間利用	午前9時から午後9時まで	1申請1時間につき	1,250円	個人及び団体	時間利用	午前9時から午後1時まで	1申請につき	5,000円
宿泊利用	午後1時から翌日の午前11時まで	1人につき	5,000円			午後1時から午後5時まで	1申請につき	5,000円
営業を目的とする写真・映画等の撮影	午前9時から午後9時まで	1時間につき	5,000円			午後5時から午後9時まで	1申請につき	5,000円
					宿泊利用	午後1時から翌日の午前11時まで	1人につき	5,000円
備考 1 宿泊利用可能人員は、 <u>最大11人まで</u> とする。 2 宿泊利用可能人員に満たない場合は、 <u>原則としてほかの利用者の申込みを受け付けるものとする。</u>				2 特別使用料				

利用区分		利用時間	単位(条件)	使用料
個人会員 及び団体 会員	時間利 用	午前 9 時から午後 1 時まで	1 申請につき	1,000 円
		午後 1 時から午後 5 時まで	1 申請につき	1,000 円
		午後 5 時から午後 9 時まで	1 申請につき	1,000 円
	宿泊利 用	午後 1 時から翌日 の午前 11 時まで	1 人につき	1,000 円

### 3 特別会員登録料

区分	特別会員登録料(有効期間1年)
個人会員	1人10,000円
団体会員	会員登録2人以上5人以内の団体は20,000円 6人以上の団体は6人以上1人につき4,000円を追加

#### 備考

- 1 宿泊利用可能人員は、最大40人までとする。
- 2 宿泊利用可能人員に満たない場合は、原則としてほかの利用者の申込を受け付けるものとする。
- 3 特別使用料は、特別会員登録料を納付した特別会員に適用する。